

令和4年第2回室蘭市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

1. 開催日時 令和4年5月26日(木)
開会 18時00分 閉会 19時00分
2. 場 所 室蘭市役所3階 議会第1会議室
3. 出席委員 山中委員、野橋委員、笹山委員、木村委員、
小冢委員、上田委員、福永委員、國本委員
4. 欠席委員 柴田委員、高橋委員、山田委員
5. 市側出席者 小泉副市長、事務局（佐野生活環境部長、京納保険年金課長、
岩間保険年金課主幹、本間保険年金課主幹、笹口総務係主任、
山口総務係主任）
6. 傍聴者 1名
7. 会議次第
 1. 副市長あいさつ
 2. 議題
 - (1) 報告
令和3年度室蘭市国民健康保険特別会計決算見通しについて
 - (2) 諮問
令和4年度 室蘭市国民健康保険料率について

1. 開会

2. 副市長挨拶

3. 報告

【事務局・京納保険年金課長】

それでは、令和3年度室蘭市国民健康保険特別会計の決算見通しについて、ご説明申し上げます。お手元の資料1をご覧ください。

初めに上段の表「歳入」でございますが予算現額（C）88億6,792万3千円に対しまして決算見込額（D）88億4,652万1千円となっており、2,140万2千円の減となっております。

主な増減理由につきましては、表の下に記載しておりますが、前回の第1回運営協議会と内容は同じでございます。

初めに1の「国民健康保険料」におきまして、4,724万7千円の増となっておりますが、これは主に、所得割賦課額の増加により、現年度保険料収入が4,330万7千円の増となったためでございます。

次に3の「国庫支出金」におきまして、431万9千円の増となっておりますが、これは主に、新型コロナの影響により収入が減少した被保険者に対する保険料の減免、以下、新型コロナ減免と申しますが、この減免に対する財政支援として災害臨時特例補助金403万5千円の増となったためでございます。

次に4の「道支出金」におきまして、6,254万円の減となっておりますが、これは、令和4年第1回定例会において、後ほど、歳出で出てまいります、保険給付費の増加が見込まれたため、普通交付金とあわせて（B）6億926万8千円の予算を補正いたしました、結果として医療費が見込みほど伸びなかったことから、普通交付金が減少となったためでございます。

次に6の「繰入金」において、2,405万9千円の減となっておりますが、これは主に、歳出の「総務費」の支出減に伴います、一般会計からの法定繰入2,363万2千円の減によるものとなっております。

次に下段の表「歳出」でございますが予算現額（c）88億6,792万3千円に対しまして、決算見込額（d）86億8,574万2千円となっており、1億8,218万1千円の減となっております。

主な増減理由につきましては、表の下に記載しておりますが、歳入と同様、第1回運営協議会と内容は同じでございます。

初めに1の「総務費」において、2,239万2千円の減で予算に不用額が生じる見込みとなっており、これは主に、職員の新陳代謝や育児休暇取得等による人件費1,569万5千円の減によるものでございます。

次に2の「保険給付費」において、1億3,372万2千円の減で、予算に不用額が生じる見込みとなっておりますが、これは、令和4年第1回定例会において、新型コロナの影響を受けた昨年度からの反動などの影響により、保険給付費の予算が不

足ることが見込まれたことから、先ほどの歳入のところでご説明した普通交付金とあわせて予算を補正いたしました。医療費が見込みほど伸びなかったことから、予算に不用額が生じてございます。

次に6の「保健事業費」において、2,131万8千円の減で予算に不用額が生じる見込みとなっておりますが、これは主に、新型コロナの影響による特定健診524万3千円の減や短期人間ドック等健診789万6千円の減によるものでございます。

以上によりまして、令和3年度の国保会計の決算見込は、

歳入決算見込額が、88億4,652万1千円

歳出決算見込額が、86億8,574万2千円

差引額で、1億6,077万9千円の黒字を見込んでおります。

次に収支総括でございますが、令和3年度の単年度収支は、実質収支見込額1億1,923万円から、前年度実質収支額1億913万円を除いた、約1,000万円を見込んでございます。

次に基金積立累計額は、今後の返還金財源なども含みますが、約4億2,700万円を見込んでおります。次に中段の表、保険料収納率の推移でございますが、現年度分は、95.46%と見込んでおりましたけれども、最終的には、96%台は確保できる見通しとなっております。また、滞納繰越分については、23.89%となっております。

最後に、医療費の状況でございますが、令和3年度見込みを前年度と比較いたしますと、件数、費用額、保険者負担額ともに、前年度を上回る見込みとなっております。

令和3年度の決算見通しの説明については、以上でございます。

【山中議長】

只今の事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いします。

【A委員】

資料1上段の歳入について、道支出金の中で結核精神が2,300万ほど増えているのは何か理由があるのでしょうか。

【事務局・岩間保険年金課主幹】

この制度自体は結核性疾病と精神病の療養給付費が多額の場合に、国保財政の影響を緩和するために交付されているものです。

令和3年度から室蘭市の方で申請して交付いただいたもので、見込みよりも交付金に該当する結核および精神病の療養給付費の給付額が多かったことから今回の決算見込みとしては、2,300万円ほど上回ったものでございます。

【A 委員】

制度としては昨年度、令和 3 年度から始まったという事でしょうか。

【事務局・岩間保険年金課主幹】

制度自体は以前からありましたが、令和 2 年度より都道府県単位化の取り組みとして本市のように活用できるかわからず手挙げしてない自治体についても北海道が一括申請することとなりました。以前からの制度ですが本格的に取り組んだのは令和 3 年度からでございます。

【A 委員】

室蘭市は法定外繰り入れはないということでしょうか。

【事務局・京納保険年金課長】

そのとおりでございます。

【A 委員】

歳出の表、保険給付費ですが、来年度からでいいので例えば療養給付費や高額療養費等の内訳の表もお示しいただきたいと思えます。

【事務局・京納保険年金課長】

検討させていただきます。

【A 委員】

右側の表の保険料収納率に関しては、室蘭市はかなり良い数字だと思います。令和 2 年度でいえば札幌市は 94.44%、苫小牧が 94.01%に比べて、室蘭市 96.44%とかなりいい数字だと思いますが、どういう対応でこのようなよい数値になったのでしょうか。

【事務局・本間保険年金課主幹】

基本的には電話催告や差し押さえなど、収納対策に係る取り組みを着実にやっていることによるものでございますが、令和 2 年度の 96.44%に関して申し上げますとコロナ減免による影響が大きいと考えております。

収入が 3 割減った方を対象とするこの制度の実施により、保険料が払えない可能性があった方の保険料を減免することができたため、令和元年よりもよい数値になったと分析しております。

【A 委員】

いただいた国民健康保険の資料 113 ページについて福祉医療の波及分について記載がありますが、室蘭市に関しては該当するものがあるのでしょうか。

該当するものがあるのであればそれは繰入金で対処しているのか教えていただきたいと思います。

【事務局・京納保険年金課長】

子ども医療や重度医療などは、各自治体によって助成の規模は違いますが、加入者の負担割合を軽減することによって受診しやすくなるため、医療費への影響は多少あるものと思います。

【A 委員】

療養費の適正化について、健保組合としては常日頃、柔道整復師、補装具等の療養費について不適切な請求に対する対応に苦慮しているところですが、室蘭市の国保としては、審査をどのようにされているのでしょうか。

【事務局・岩間保険年金課主幹】

柔道整復については、療養費の適正化についての調査を業者に委託をしており、実際に受けられた方にどういった治療を受けてどういった対応をしていただいたのか、アンケート形式で行っている。利用者からの回答をもとに分析し、必要に応じて適宜対応しているところでございます。

【A 委員】

治療用装具についてはどうでしょうか。

【事務局・京納保険年金課長】

治療用装具作る上の基準も設けられています。国保加入者の方が窓口に来られましたら領収書により適切な装具かどうかという確認をしております。

【A 委員】

治療装具について、足にはめる装具の場合には写真を提出してもらうようにという指示が健保本部からきていますが、国保はどうでしょうか。

【事務局・京納保険年金課長】

窓口に来られた方については領収書で確認できますし、常日頃、道からも新たに基準が設けられた装具については通知がありますのでそれらで確認しております。

【A 委員】

今年 10 月からの短時間労働者の健康保険への加入条件が緩和されることについて、国民健康保険から健康保険に移行する人が増えると思います。それによって保険料収入の減少と保険給付費の減少が起きると思われませんが

プラスマイナスについて国保としてはどのように捉えているのでしょうか。

【事務局・京納保険年金課長】

社会保険に人が流れると当初見込んでいた収入より減る可能性としてはあると考えております。

【A 委員】

収支としては大きな影響はないということでしょうか。

【事務局・京納保険年金課長】

社保に流れる人もいれば、室蘭市に転入してきて国保に加入する人もいるため、影響の予測は困難だが、保険料収入が減るという可能性は十分にある。

【A 委員】

法改正があり4月からは企業におけるアルコールチェックの義務化が始まっています。健康増進計画第2次はつひい室蘭21がかなり前に制定されているが、この中でも飲酒による健康被害を減らすと目標として掲げられています。国保としてはどのような取り組みをしているのでしょうか。

【事務局・岩間保険年金課主幹】

国保としてはデータヘルス計画というものを設けており、いわゆるメタボリックシンドロームでは、高血圧等予防もしていますが特に糖尿病、腎症の予防に対して力を入れており、運動や食事などの取り組みで糖尿病、腎症重症化予防に力を入れております。

【A 委員】

アルコール対策としては行っていないという事でしょうか。

【事務局・岩間保険年金課主幹】

アルコールに限定した対策はしていません。幅広に対策を行っている状況でございます。

【A 委員】

先ほど副市長から話がありました保険者努力支援制度で室蘭市の国保としては何かのインセンティブは得られているのでしょうか。

【事務局・京納保険年金課長】

先ほど事務局から説明いたしました保健事業に対する取り組みについて点数評価して交付されるものですので、それだけ成果を上げればもらえるという仕組みです。

【A 委員】

見込みとしてはどれくらいでしょう。

【事務局・京納保険年金課長】

最終的に目指す受診率等というのは今の室蘭市も頑張ってる方ではありますが、そこまで届いていないところもあります。それ以外の取り組みをしている部分で点数評価をもらえたとしても、難しい項目もあると思っております。

【山中議長】

民間の健康保険組合と国民健康保険のギャップを埋めるやり取りしていただいておりますが、私が聞いてもわからない点もありますので事前にやり取りしていただいて、私でもわかるような資料を用意していただきたいと思えます。

【B 委員】

歳出のところで保健事業費、前年度決算見込みとしては2割ほど少ないということですが、その分特定健診の受診が減っているということだと思えますが、減ったことによる将来的な影響等について、イメージはされているのでしょうか。

また、令和4年度の予算を見ると、かなり保健事業費を上積みで組まれていると思えますが、コロナの受診控えもあると思えますので、拡大施策等何か今年度考えているのか教えていただきたいと思えます。

【事務局・岩間保険年金課主幹】

特定健診受診率についてですが、3,806件見込んでおりましたが3,228件と、決算見込みベースでは大体85%の執行率という状況でございます。

主な要因ですが、皆様の予想通り令和3年は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が取られ、感染予防対策を万全にいただいた中で健診を行っていただくということでしたが、それに加えてコロナワクチン接種についても医療機関で5~6月より行ったという状況で、緊急事態宣言の際は半数以上の医療機関が特定健診の中止もしくは制限付きでの実施という形になり、受診率も少し落ちてはございましたが、そういう状況が緩和される中で当課といたしましては電話勧奨等をして受診率の確保につなげていったと

いうところでございます。

この結果実際 85%の執行率であり、早期発見・早期治療に至らずに医療費に即座に跳ね返るといったイメージは持ち合わせてはおりません。

ただ、令和 4 度の予算に関しましては、市内 28 医療機関の中で制限付きで実施しているのは 5 機関という事で、大体の市内医療機関では受け入れ態勢が整っておりますので、予算につきましてもコロナを加味せずに見ているという状況でございます。

【山中議長】

国が求められる数字に室蘭も数字を合わせに行っているし、今まで受診率を高めるための戦略をやっているとしますので、効果を検証していく必要があると思います。例年出しているグラフ等も出せるのであれば、出していただけるとありがたいと考えます。

【山中議長】

わたしからひとつ保険料の収納率の関係について、確認させていただきたい。滞納繰越分がありますが、今現在どれくらいの金額を滞納されているのか、収納できていない部分の収納対策の方法について確認させてください。

【事務局・本間保険年金課主幹】

滞納繰越分の収納できていない金額ですが、令和 2 年度の数字で申し上げると約 2 億 5,000 万程度となっております。件数だと 776 件というところでございます。

令和 2 年度現年度分含めた収入未済件数が 1,085 件ございますのでその半分以上は滞納繰り越しの収入未済となっております。

滞納繰越している人は収納意識が高くない場合が多く、担当としては粘り強く収納相談に応じていただくよう、電話催告を行ったり、税部門と連携して滞納整理を行うことに努めており、引き続きそういった対応で圧縮していきたいと考えております。

なお、収入未済金額は年々減少傾向にあり、毎年 6,000 万円程度縮減しているところなので今後も努力して参りたいと考えてございます。

【山中議長】

すべての国保加入者について平等にしていかなければならない中で、保険料を納めている人もいれば納めていない人もいるというところで不公平感が出ると思われるので引き続きよろしくお願い致します。

【山中議長】

ほかに何かございませんか。

ないようですので次にまいりたいと思います。

次は諮問でございます。令和4年度国民保険料率につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局・佐野生活環境部長】

それでは、(2)諮問の内容につきましてご説明申し上げます。資料2をご覧ください。

このたびの諮問でございますが、令和4年度の国民健康保険料の料率についてでございます。

保険料につきましては、1、医療保険分、2、後期高齢者支援金分、3、介護保険分を、それぞれ、国民健康保険条例に定めております賦課割合や賦課限度額に基づきまして、算定してございます。

その結果、1の医療保険分の料率につきましては、それぞれ前年度からの据え置きといたしまして所得割が8.4%、被保険者均等割が1人当たり20,220円、世帯別平等割が1世帯当たり26,290円、特定世帯にかかる世帯別平等割が1世帯当たり13,150円、特定継続世帯にかかる世帯別平等割が1世帯当たり19,720円、2の後期高齢者支援金分の料率は、前年度からの据え置きといたしまして所得割が2.9%、被保険者均等割が1人当たり12,820円、3の介護保険分の料率につきましては、前年度からの引き下げとなりますが所得割が2.6%、被保険者均等割が1人当たり11,240円、といたしまして、令和4年度の保険料率として決定したいと考えてございます。

詳細につきましては、京納課長から説明させていただきます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

【事務局・京納保険年金課長】

それでは、資料により説明させていただきます。お手持ちの資料4をお開きください。

この表は、令和4年度の医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の保険料率を条例の賦課割合にて算出したものでございます。

初めに、(1)医療保険分でございますが、賦課限度額は、65万円でございます。

まず、左端に記載しております保険料の予算計上額7億1,062万2,000円に、基盤安定繰入金を加えたものが、保険料収納必要額9億1,502万2,000円となりまして、これを、予算上の収納率96.34%で割り返して、(A)の賦課総額9億4,978万4,000円を算出します。

この賦課総額は、下の表の区分、所得に対して賦課する所得割、加入者数により賦課する均等割、世帯数により賦課する平等割の条例上の賦課割合、それぞれ45%、30%、25%に分かれます。これに、保険料として取ることができない限度額65万円を超えた分であり、Bの限度額超過分を加えたものが、Cの算定保険料となります。Dの賦課標準額は、令和3年度の被保険者の総所得から基礎控除を差し引いたもので、その下の14,330人および10,475世帯は、4/1時点の数に、過去3年間の平均伸率を用いるなどして推計した、令和4年度の平均見込数でございます。

これらを基に保険料率を算定しますと、E本来料率となりまして、所得割9.00%、均等割19,890円、平等割24,220円となります。Fは、昨年度の令和3年度の料率でございます。

次に、(2)後期高齢者支援金分でございますが、賦課限度額は、20万円でございます。

算定の流れにつきましては、医療保険分と同様ですので省略させていただきますが、算定の結果、K本来料率、所得割3.00%、均等割11,770円となります。Lは、昨年度の令和3年度の料率でございます。

次に、(3)介護保険分でございますが、賦課限度額は、17万円でございます。

介護保険分は、介護2号被保険者であります、40歳から64歳までが対象でございますが、算定の流れについては、医療保険分、後期高齢者支援金分と同様ですので省略させていただきますが、算定の結果、Q本来計算、所得割2.6%、均等割11,240円となります。Rは、昨年度の令和3年度の料率でございます。

次に、その下の四角囲いの「令和4年度の保険料率について」をご覧ください。ただいま保険料の算定方法について説明させていただきましたが、それを踏まえました、令和4年度の保険料(案)の考え方について記載してございます。

医療保険分につきましては、予算時点と比較いたしまして、主に所得の減少が見込まれております。そのため、本来計算(E)の料率ではなく、昨年度の令和3年度の料率(F)に据え置いた場合、所得割の料率が低くなるため、全体で900万円程度の財源不足が生じることとなります。

後期高齢者支援金分につきましては、予算編成時と比較いたしまして、所得額の減少、被保険者数の増加が見込まれております。そのため、本来計算(K)の料率ではなく、昨年度の令和3年度の料率(L)に据え置いた場合、均等割額が高くなるため、全体で800万円程度の超過となり、多く保険料が取れる計算となります。

介護保険分につきましては、予算編成時と比較いたしまして、所得額の増加、被保険者の減少が見込まれております。そのため、本来計算の料率(Q)ではなく、昨年度の令和3年度の料率(R)に据え置いた場合、所得

割率・均等割額いずれも高くなるため、700万円程度の超過となり、多く保険料が取れる計算となります。

そこで、令和4年度の保険料率（案）といたしまして、その下の点線の囲いをご覧ください。

ただいま、本来計算の料率ではなく、昨年度の料率に据え置いた場合の影響について、それぞれご説明をさせていただきました。

まず、医療分と支援金分の保険料率についてですが、保険料がかかる対象者が同じであることから、支援金分の超過分800万円を、医療分の財源不足900万円に充てて、ほぼ同額でありますので、医療分と支援金分については、加入者の負担に影響が生じないよう、前年度と同額・同率に据え置きしたいと考えております。

また、介護分については、本来料率のとおり、所得割・均等割とも引き下げたいと考えております。

医療分・支援金分・介護分、それぞれの料率の太枠になっているところが、令和4年度の保険料率（案）でございます。

次に、資料5をご覧ください。

この表は、介護が賦課される40歳から64歳の夫婦2人世帯で給与収入の場合について、収入段階別に保険料を試算したものです。表の①欄は、今回の諮問であります、令和4年度の保険料率（案）、②は本来計算の令和4年度の保険料、③は令和3年度の保険料、それと差し引きを記載しております。

差引①－③欄をご覧ください。今回の諮問であります、令和4年度保険料（案）と令和3年度保険料との比較でございます。

（医療分・支援金分の据置）、介護保険料の引き下げによりまして、保険料の負担が軽減されていることが確認できると思います。高所得層については、医療分と支援金分の賦課限度額が引き上げとなった影響により、負担が増加いたします。

差引②－③欄につきましては、本来計算の保険料と令和3年度の保険料との比較でございます。

次に、資料6をご覧ください。

この表は、65歳から74歳の夫婦2人世帯で年金収入の場合について、収入段階別に保険料を試算したものでございます。表の見方については、さきほどの給与収入世帯の場合と同様でございます。

こちらの、差引①－③欄につきましては、介護保険料がございませんので、医療分と支援金分の据え置きにより、負担に変わりはありませんが、高所得層については、給与収入世帯の場合と同様、医療分と支援金分の賦課限度額が引き上げとなった影響により、負担が増加いたします。

最後の資料7は、所得段階別に世帯分布を表したものを、令和4年度と令和3年度を比較して記載しております。

概ね保険料軽減に該当する総収入150万円以下の令和4年度を見ますと、全体の70.4%を占めており、令和3年度との構成比では1.1ポイント増加しております。低所得者層が増加している傾向が続いております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

【山中議長】

この件について質問等ございませんでしょうか。

【A委員】

今の話で低所得層の負担が1.1ポイント増加したとのことですが、やむを得ないということでしょうか。

【事務局・京納保険年金課長】

最新の令和3年度の所得情報による結果でございます。

【山中議長】

資料4の計算式の比較ですが、足し算＝割り算＝総額、と書かれておりますが、足し算したものを割ったものが総額と書くのであれば、2段書きにしていただければと思います。

【山中議長】

ほかに何かございませんか。

ないようでございますのでお諮りいたします。

ただいま議題となっている案件につきまして、原案どおり承認することとして答申してよろしいか。

[異議なしの声]

【山中議長】

異議なしとのことなので、原案どおり答申いたします。

以上で今日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

4. 閉会